



概要版

長岡京市 男女共同参画計画

第8次計画

令和8(2026)年度



令和12(2030)年度

令和8(2026)年3月

長岡京市

この計画が目指す男女共同参画社会とは

性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会であり、仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指します。

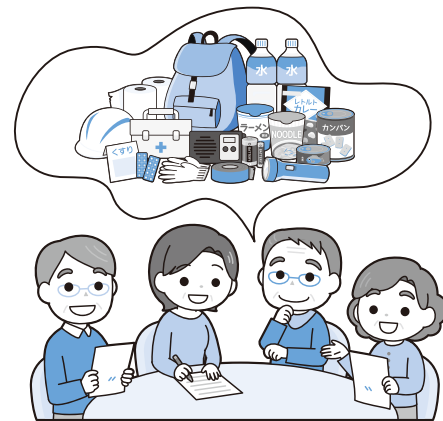
家庭では

お互いを尊重し、家事や子育て、介護などを共同で行います。「男らしさ 女らしさ」にとらわれない、個性を大切にする子育てをしています。



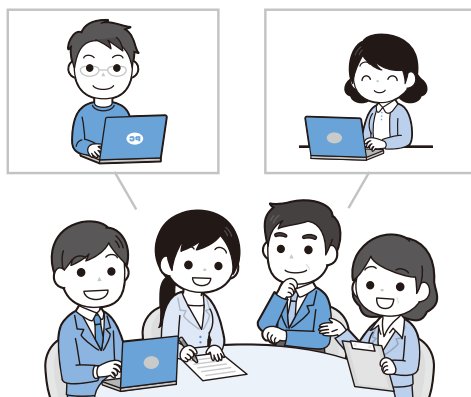
地域では

誰もが住みよい地域になるように、みんなで意見を出し合い協力してまちづくりを進めています。



働く場では

仕事と家庭生活や個人の生活の両立ができる働きやすい職場環境の中で、誰もがいきいきと働いています。



学校では

人権尊重と男女共同参画意識を育み、性別にとらわれることなく子どもたち一人ひとりの個性を大切に、多様な選択が可能になる教育を行っています。

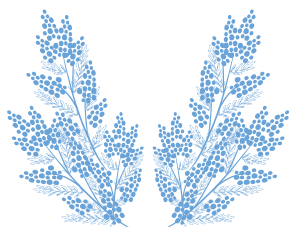


この計画について

計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）- 京都府男女共同参画計画 -」を踏まえた計画です。
- (2) 「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく計画です。
- (3) 「長岡京市第4次総合計画 第3期基本計画」の部門別計画であり、他の個別計画と連携した計画です。
- (4) 本計画の重点目標Ⅱを、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「長岡京市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) 本計画の重点目標Ⅲを、「DV防止法」第2条の3第3項に定める「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に定める「長岡京市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置づけます。

計画の期間



本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間で計画期間とします。

なお、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

計画目標の指標

男女共同参画社会の実現に向けて、4つの重点目標に沿って、取組を進めます。取組にあたっては、男女共同参画施策の着実な推進を確保するため、可能な限り数値目標や各種統計、調査等による客観的な評価を取り入れ、施策の効果の到達度を測ります。目標は、行政活動の成果（政策の成果）を測る成果指標と、「“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の活動指標で進行管理を行います。

また、本計画に基づく施策は、毎年進捗の状況を調査します。進捗状況は、長岡京市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民にわかりやすく公表します。

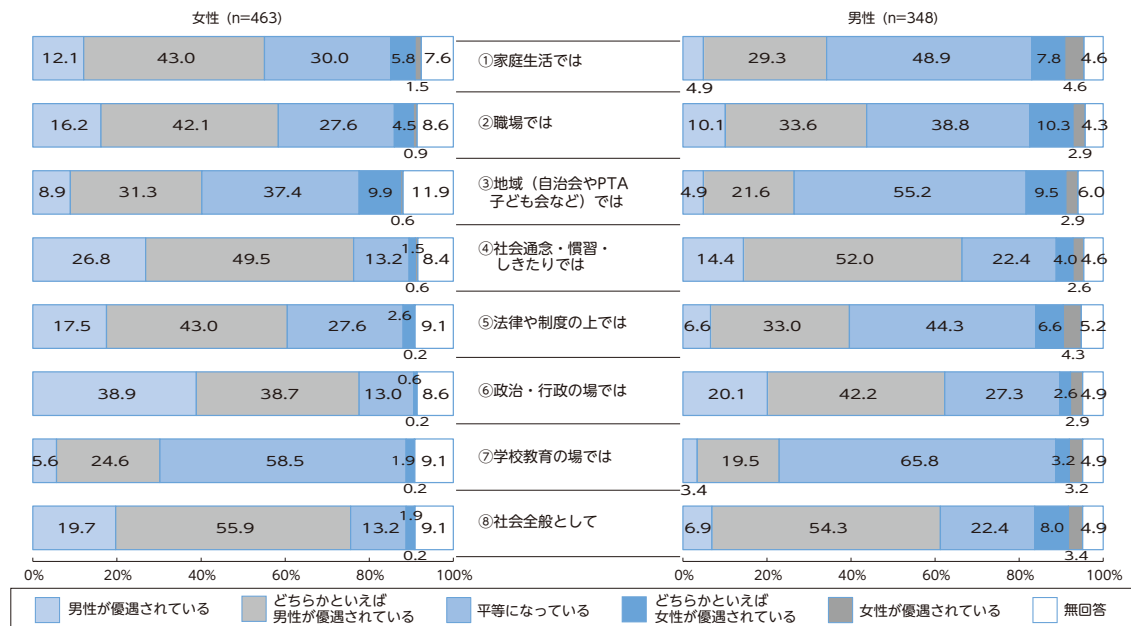


重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

固定的な性別役割分担意識の解消への取組をはじめ、暮らしの中の“気づき”や“学び”につなげていくための幅広い世代への情報提供や、性別や年齢に応じた効果的、継続的な啓発が必要です。

取組方針		施策の方向	
1	男女平等・男女共同参画の意識づくり	1	男女平等・男女共同参画の意識の浸透
		2	国際的視野に立った男女共同参画施策の実施や情報提供
		3	あらゆる情報における人権尊重・男女平等の推進
2	子どもにとっての男女共同参画の理解促進	4	学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進
		5	家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進
3	生涯学習の場での男女共同参画の推進	6	多様な選択を可能にする学習機会の提供
4	性の多様性を認め合う意識の醸成	7	性の多様性への理解促進と環境の充実

【社会における男女の平等感（市民意識調査）】



指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
成果指標	「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	13.2 %
		男性	22.4 %
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合	女性	14.6 %
		男性	22.4 %
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性	62.2 %
		男性	55.8 %

重点目標Ⅱ

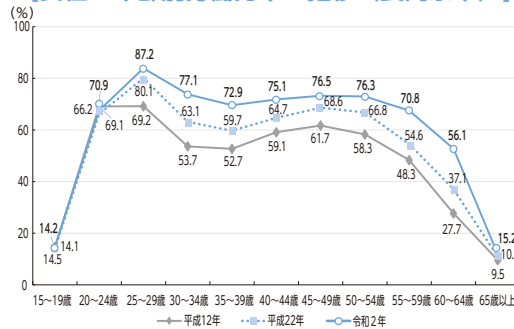
あらゆる分野における男女の活躍

《女性活躍推進計画》

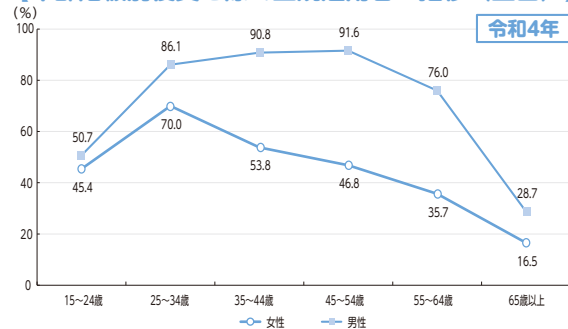
女性の活躍の場の拡大に向け、関係機関や団体への働きかけや女性の登用、女性リーダーの育成に向けた継続的な啓発活動や情報発信が必要です。また、性別にかかわらず家族で家事等に取り組めるよう積極的に意識啓発を行うとともに、子育てや介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組が必要です。

取組方針	施策の方向
5 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	8 市における女性の登用の推進
	9 女性リーダーの育成
6 働く場における女性の活躍推進	10 男女平等の雇用機会と待遇の確保
	11 女性の起業と就労支援
	12 事業所における女性活躍推進への働きかけ
7 地域における男女共同参画の推進	13 あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進
	14 防災における男女共同参画の推進
	15 男女共同参画を推進する市民活動の支援
8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	16 仕事と子育て・介護の両立支援の推進
	17 男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進
	18 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進
9 ハラスメント防止への取り組み	19 様々なハラスメント防止の働きかけと周知

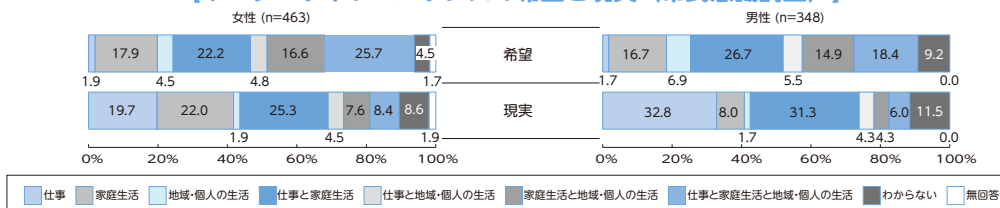
【女性の年齢別労働力率の推移（長岡京市）】



【年齢階級別役員を除く正規雇用者の推移（全国）】



【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（市民意識調査）】



指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値	
成果指標	「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	13.0%	30.0%
		男性	27.3%	40.0%
	「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	27.6%	35.0%
		男性	38.8%	45.0%
	「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	37.4%	50.0%
		男性	55.2%	60.0%

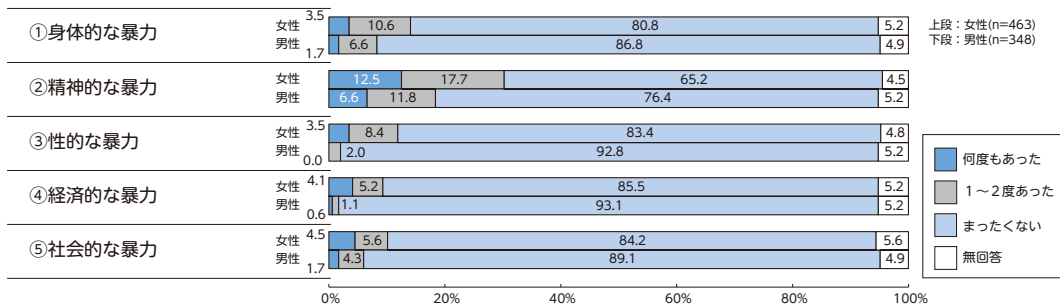
重点目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援

《DV防止基本計画》《困難女性支援基本計画》

あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、多様な機会を通じて啓発活動を推進する必要があります。また、身近な相談窓口である男女共同参画センターの周知や気軽に相談できる機会の確保、安心して相談できる体制の充実、関係機関との連携などが必要です。

取組方針		施策の方向	
10	女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	20	あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供
11	配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護	21	被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援
12	困難な問題を抱える女性支援	22	相談しやすい環境づくり
13	様々な状況にある人への支援と環境整備	23	相談・支援体制の充実
		24	高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
		25	ひとり親家庭への支援

【配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験（市民意識調査）】



暴力等に関する相談先一覧

【長岡京市男女共同参画センター DV相談】

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

- 電話相談 予約不要
☎ 075-874-7867

- 面接相談 予約制
※予約・問い合わせは下記専用電話にお電話ください。
☎ 075-963-5502



【内閣府DV相談窓口「DV相談+（プラス）」】

- 電話相談 ☎ 0120-279-889 ※24時間受付

- チャット ※正午から午後10時

- プラス相談箱（メール）
<https://form.soudanplus.jp/box> ※24時間受付

※スマートフォンからは下記QRコードよりご利用ください

チャット

プラス相談箱



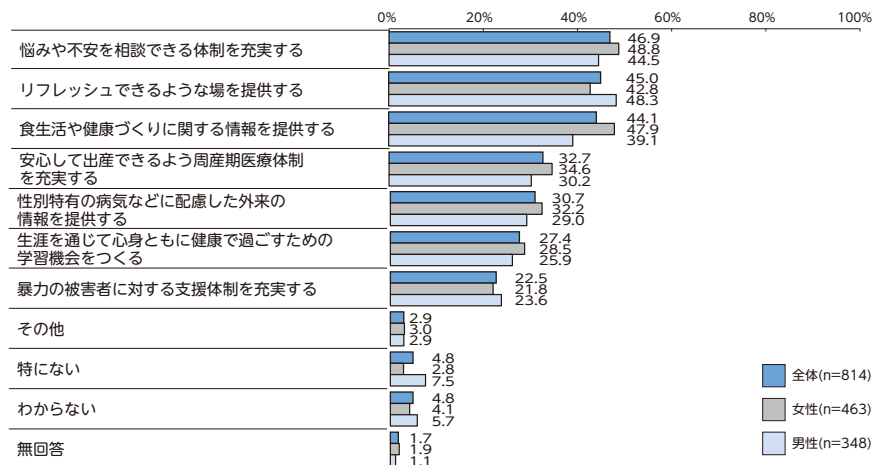
指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
成果指標	「ドメスティック・バイオレンスやデートDV」を女性の人権侵害と思う人の割合	女性	81.4 %
		男性	71.8 %
	男女共同参画センター（女性の相談室・男性電話相談）を知っている人の割合	女性	48.4 %
		男性	41.3 %
困難な問題を抱える女性が相談できる相談機関の認知状況（どれも知らない人の割合）	女性	49.2 %	40.0 %未満
	男性	65.5 %	60.0 %未満

重点目標Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現

一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解し合うことが必要です。自分の身体を大切にしながら決定をすることができるという認識を持つよう、すべての人が性と生殖に関する差別や誤った認識をなくしていく必要があります。

取組方針		施策の方向	
14	性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に基づく 女性の健康支援	26	性に関する理解と性感染症予防などの啓発
		27	安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備
15	生涯を通じた健康づくりの支援	28	ライフステージに応じた心と体の健康支援

【心とからだの健康を保つために必要な取り組み（市民意識調査）】



指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値	
成果 指標	心とからだの健康を保つため「生涯を通じて心身ともに健康で過ごすための学習機会をつくる」取組が必要だと思う人の割合	女性	28.5 %	40.0 %
		男性	25.9 %	30.0 %

知っていますか？ 男女共同参画に関するキーワード

固定的性別役割分担意識	「男性は仕事、女性は家庭」といった形で、個人の能力とは関係なく、性別に基づいて役割を固定的にわける考え方のこと。
カスハラ	カスタマー・ハラスメントの略。過大な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるものや、主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題がある行為。暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれる。
性的同意	性にまつわることについて、相手の意思を互いに確認すること。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルスとは生涯にわたって性と生殖に関わる心と体の健康が保たれることです。リプロダクティブ・ライツとは自分の体に関して自分の意思が尊重され自己決定できるための権利が基本的人権として保障されるという考え方です。

計画の推進に向けて

総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取組を総合的、効率的に進めていくため、庁内の推進体制を整備するとともに、市の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるため、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりを推進します。

市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動グループ、事業所と連携・協働して取組を進めます。

男女共同参画施策推進拠点の充実

男女共同参画センター“いこ～る”プラス及び男女共同参画フロア“いこ～る”を、本市の男女共同参画の推進拠点施設として、学習、交流、相談、情報提供・啓発等その他必要な事業の充実を図ります。

そして、相談やその他の事業を通じて市民のニーズや課題を把握し、施策に反映することにより、男女共同参画を推進します。



長岡京市男女共同参画計画 第8次計画 概要版

令和8(2026)年3月



発行 長岡京市 対話推進部 男女共同参画センター
〒617-0833 京都府長岡京市神足2丁目3番1号
TEL：075-963-5501 FAX：075-963-5521